

千葉市営住宅の駐車場使用料の減免及び徴収猶予取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市営住宅条例（昭和36年千葉市条例第5号）及び千葉市営住宅条例施行規則（昭和37年千葉市規則第14号。以下「規則」という。）に規定する市営住宅の駐車場使用料の減免及び徴収猶予に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 規則第43条第3項に規定する減免の基準は、家賃の一般減免の基準に準じるものとする。

(減免額)

第3条 規則第43条第4項に規定する減免額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(減免の期間)

第4条 規則第43条第6項に規定する使用料の減免の期間は、同条第1項の申請書を受理した日の属する月の翌月の初日（駐車場を新たに使用開始した者及び区画変更を申請した者にあつては当該申請をした日）から起算して当該年度内とする。

(届出の義務)

第5条 使用料の減免の承認を受けている者は、当該承認の期間中に減免事由が消滅したときは、速やかに届け出なければならない。

(使用料の徴収猶予)

第6条 使用料の徴収猶予は、家賃の一般減免の要件に該当し、かつ、一時的に使用料を納入することが困難である場合において、6月以内に使用料を納付することが可能と認められる場合に行うものとする。

(徴収猶予の期間)

第7条 規則第44条に規定する使用料の徴収猶予の期間は、申請書を受理した日の属する月の翌日の初日から起算して6月以内とする。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。